

【令和5年4月1日以降用】

備 考 一 覧

<p>※1 1. 事業の全体計画、2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等（第1面）</p> <p>新規・更新許可申請の場合、申請品目すべてについて記載すること。廃プラスチック類、ガラスくず等、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物の3品目については、石綿含有産業廃棄物を、燃え殻、鉍さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリの6品目については、水銀含有ばいじん等を含むか除くかを明記すること。</p> <p>ただし、石綿含有産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を扱う場合は、第1面や第5面の概要において、収集運搬方法が適正であること。</p> <p>また、搬入(処分)先が受け入れ可能であること。</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物を含む場合は申請書類の記載例に沿って記載すること。</p> <p>変更許可申請の場合、追加する品目についてのみ記載すること。</p>
<p>※2 事業開始の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（第8面）</p> <p>変更許可申請においては、変更に伴い新たに資金が必要となる場合に作成すること。</p>
<p>※3 法人登記簿謄本（商業登記事項証明書） 【原本照合可】</p> <p>発行日から3ヶ月以内のものに限る。法務局で取得。</p> <p>法人登記簿謄本（商業登記事項証明書）に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書の写しを添付することができる。なおこの場合、定款又は寄付行為も省略することができる。</p>
<p>※4 住民票（本籍地(外国人の場合は国籍等)記載のもの) 【原本照合可】</p> <p>発行日から3ヶ月以内のものに限る。市役所・町村役場で取得。</p> <p>申請者が個人の場合：申請者と政令第6条の10の使用人について添付すること。申請者が未成年の場合は法定代理人についても添付すること。</p> <p>申請者が法人の場合：役員、政令第6条の10の使用人、株主・出資者について添付すること。なお、株主・出資者が法人の場合は、住民票の代わりに法人登記簿謄本（商業登記事項証明書）を添付すること。株主については発行株式総数の5%以上の株式を有する者、出資者については出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者が対象である。</p> <p>変更届の際は変更する役員、法定代理人、政令使用人、株主又は出資者の本籍地(外国人の場合は国籍等)が記載された住民票。株主又は出資者が法人の場合は、法人登記簿謄本（商業登記事項証明書）を添付すること。</p>

<p>※5 登記されていないことの証明書又は医師の診断書 【原本照合可】</p>
<p>発行日から3ヶ月以内のものに限る。</p>
<p>申請者が個人の場合：申請者と政令第6条の10の使用人について添付すること。申請者が未成年の場合は法定代理人についても添付すること。</p>
<p>申請者が法人の場合：役員、政令第6条の10の使用人、株主・出資者について添付すること。なお、株主・出資者が法人の場合は添付不要。株主については発行株式総数の5%以上の株式を有する者、出資者については出資額の5%以上の額に相当する出資をしている者が対象である。</p>
<p>「登記されていないことの証明書」とは、成年後見登記制度に基づき、成年後見等に該当する者として登記されていないことを証明するもの。成年被後見人及び被保護人に該当しない旨の証明書を取得すること。</p>
<p>変更届の際は変更する役員、法定代理人、政令使用人、株主又は出資者の登記されていないことの証明書を添付すること。なお、株主又は出資者が法人の場合は不要。</p>
<p>証明書の交付事務は、法務局・地方法務局（支局・出張所を除く）で行っている。郵送で申請する場合は、東京法務局に対して行うこと。</p>
<p>奈良地方法務局〒630-8301 奈良市高畑町5-5-2 奈良第二地方合同庁舎 電話：0742(23)5534</p>
<p>東京法務局〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎 電話：03(5213)1234（代表）</p>
<p>「医師の診断書」は、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨、並びにその根拠について記載されたものとする。</p>
<p>※6 （公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬課程の修了証の写し</p>
<p>新規許可講習会修了証の有効期間は5年間。 更新許可講習会修了証の有効期間は2年間。</p>
<p>※7 確定申告書の写し、所得税の納税証明書【原本照合可】</p>
<p>直前3年間の確定申告書の写し（第1表及び第2表）及び所得税の納税証明書「その1（納税額等証明用）」を添付すること。現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で取得。</p>
<p>債務超過の状態である場合又は利益が計上できていない場合は、その理由・今後の経営計画等を説明する資料【経営改善計画書（別紙2）・債務超過の場合は内容次第では債務超過解消計画表（別紙3）も必要】を添付すること。</p>
<p>※8 貸借対照表及び損益計算書、確定申告書の写し、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書【原本照合可】</p>

直前3年間の確定申告書の写し（別表1（1）及び別表4）、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書「その1（納税額等証明用）」を添付すること。現在の住所地（納税地）を所轄する税務署で取得。

債務超過の状態である場合又は利益が計上できていない場合は、その理由・今後の経営計画等を説明する資料【経営改善計画書（別紙2）・債務超過の場合は債務超過解消計画表（別紙3）も必要】を添付すること。

貸借対照表、損益計算書、確定申告書、株主資本等変動計算書、個別注記表及び納税証明書に代えて、直前の事業年度における有価証券報告書の写しを添付することができる。

※9 3. 運搬施設の概要

奈良県内で業を行うにあたって使用する運搬車両及び当該車両の保管場所について記載すること。また、ここで登録された車両以外は、収集運搬業に使用できない。なお、産廃の品目によっては運搬できない車種があるので、登録出来ないことがある。（法第14条第5項第1号）

【例】車検証に土砂積載禁止の記載がある→工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物などは運搬できない。

※10 車両の貸借に関する証明書

車検証の所有者欄（使用者欄に記載がある場合は使用者欄）に、申請者の氏名又は名称が記載されていない場合にのみ作成すること。

変更届の際は新たに登録する車両について、車検証の所有者欄（使用者欄に記載がある場合は使用者欄）に、申請者の氏名又は名称が記載されていない場合にのみ作成すること。

※11 運搬容器等の写真（第7面）

液状のもの、あるいは廃水銀等や感染性産業廃棄物など、特別な容器等で運搬する場合にのみ作成すること。廃水銀や感染性産業廃棄物は密閉できることその他の環境省令で定める構造（収納しやすいこと及び損傷しにくいこと）を有すること。

※12 変更届出書

産業廃棄物収集運搬業変更届の場合は、様式第11号を使用すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届の場合は、様式第17号を使用すること。

※13 誓約書

役員の変更、株式保有比率の変更など新任役員、新株主がない場合は誓約書の提出は不要。

※14 車両のカラー写真、車検証の写し

新たに登録する車両について提出すること。

